

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（試験の申請） 第十六条（略）</p> <p>（試験を免除する場合の手数料）</p> <p>第十六条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては九、五〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては一八、七〇〇円から試験を免除する試験科目の数に七〇〇円を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>（試験の通知） 第十七条 総務大臣又は指定試験機関は、第十六条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。</p> | <p>（試験の申請） 第十六条（略）</p> <p>（試験の通知） 第十七条 総務大臣又は指定試験機関は、前条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。</p> |

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に申請の行われた電気通信主任技術者試験の手数料の額については、なお従前の例による。

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を改正する省令

新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>（資格者証の種類及び工事の範囲）</p> <p>第四条 法第七十二条第一項の工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。</p> | | <p>（資格者証の種類及び工事の範囲）</p> <p>第四条 法第七十二条第一項の工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。</p> | |
| 資格者証の種類 | 工事の範囲 | 資格者証の種類 | 工事の範囲 |
| A I 第一種 | (略) | A I 第一種 | (略) |
| A I 第二種 | (略) | A I 第二種 | (略) |
| A I 第三種 | (略) | A I 第三種 | (略) |
| D D 第一種 | デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | D D 第一種 | デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 |
| D D 第二種 | デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒一ギガビット）以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | D D 第二種 | デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 |
| D D 第三種 | デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒一ギガビット以下であつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）。 | D D 第三種 | デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のものであつて、主としてインターネット接続のための回線に限る。）。ただし、 |

| | | | | | | |
|--|-----------|--|----------|-----------|---|-----------|
| 種 A I・D D総合 | (略) | ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | | | | |
| 種 A I・D D総合 | (略) | 総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。 | | | | |
| <p>(試験の申請) 第十四条 (略)</p> <p>——(試験を免除する場合の手数料)——</p> <p>第十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては五、六〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては八、七〇〇円とする。</p> <p>(試験の通知)</p> <p>第十五条 総務大臣又は指定試験機関は、第十四条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。</p> | | | | | | |
| <p>(試験の申請) 第十四条 (略)</p> <p>(試験の通知)</p> <p>第十五条 総務大臣又は指定試験機関は、前条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。</p> | | | | | | |
| 受験する種別 | 実務経歴 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 869 485 969">免除する試験科目</td> <td data-bbox="237 869 384 969">電気通信技術の基礎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 969 485 1099">甲</td> <td data-bbox="237 969 384 1099">端末設備の接続のた</td> </tr> </table> | 免除する試験科目 | 電気通信技術の基礎 | 甲 | 端末設備の接続のた |
| 免除する試験科目 | 電気通信技術の基礎 | | | | | |
| 甲 | 端末設備の接続のた | | | | | |
| 受験する種別 | 実務経歴 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 1809 485 1910">免除する試験科目</td> <td data-bbox="237 1809 384 1910">電気通信技術の基礎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1910 485 2018">甲</td> <td data-bbox="237 1910 384 2018">端末設備の接続のた</td> </tr> </table> | 免除する試験科目 | 電気通信技術の基礎 | 甲 | 端末設備の接続のた |
| 免除する試験科目 | 電気通信技術の基礎 | | | | | |
| 甲 | 端末設備の接続のた | | | | | |

| | | | |
|---------------|---|-----------|-----|
| | ビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信設備により信号を伝送するものを除く。)に3年以上 | | |
| DD第三種 | (略) | (略) | (略) |
| A I・DD 総合種 | <p>端末設備等を接続するための工事に2年以上</p> <p>端末設備等を接続するための工事に1年以上</p> <p>アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数 が51以上のものに限る。)及び総合デ ジタル通信設備に端末設備等を接続 するための工事(総合デジタル通信回 線の数 が毎秒64キロビット換算で51 以上のものに限る。)並びにデジタル伝 送路設備に端末設備等を接続するた めの工事(接続点におけるデジタル信 号の入出力速度が毎秒100メガビッ ト(主としてインターネットに接続す るための回線にあつては、毎秒1ギガビ ット)を超えるものに限る。)にそれぞ れ3年以上</p> | (注 1)○ | ○ |
| 注1～4 (略) | | | |
| | ガビット以下の主としてインターネット接続のための回線及び総合デジタル通信設備により信号を伝送するものを除く。)に3年以上 | | |
| DD第三種 | (略) | (略) | (略) |
| A I・DD 総合種 | <p>端末設備等を接続するための工事に2年以上</p> <p>端末設備等を接続するための工事に1年以上</p> <p>アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数 が51以上のものに限る。)及び総合デ ジタル通信設備に端末設備等を接続 するための工事(総合デジタル通信回 線の数 が毎秒64キロビット換算で51 以上のものに限る。)並びにデジタル伝 送路設備に端末設備等を接続するた めの工事(接続点におけるデジタル信 号の入出力速度が毎秒100メガビッ トを超えるものに限る。)にそれぞれ3年以 上</p> | (注 1)○ | ○ |
| 注1～4 (略) | | | |

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にDD第二種若しくはDD第三種の資格者証の交付を受けている者又はDD第二種若しくはDD第三種の試験に合格し、養成課程を修了し、若しくは第四章に規定する認定を受け、かつ、この省令の施行の日後に資格者証の交付を受ける者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、この省令による改正後の工事担当者規則（以下「新規則」という。）第四条に規定する工事の範囲とする。

3 新規則第十条の規定の適用については、この省令の施行の日前におけるデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビットを超え一ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）の実務経歴の期間は、DD第一種、DD第二種又はA・I・D総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間（デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に係るものに限る。）に通算することができる。

4 この省令の施行の日前に申請の行われた工事担当者試験の手数料の額については、なお従前の例による。